

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の誤りについて

この「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」は、法定調書の提出義務者のみなさまに送付しています。みなさまに送付したものの中には、以下のとおり誤りがありますので、給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の記載に当たりましてはご注意くださいようお願いいたします。

（注）国税庁ホームページに掲載しているデータは、以下の誤りを修正したデータとなっています。

該当頁	誤	正
P 7 ⑮(摘要)つづきの 記入すべき事項欄	(注)1 ここでいう未成年者とは、平成4年1月2日以後に生まれた人をいいます。	(注)1 ここでいう未成年者とは、平成4年1月3日以後に生まれた人をいいます。